各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁危険物保安室長 (公印省略)

危険物取扱者保安講習のオンラインによる実施について(通知)

消防法第 13 条の 23 の規定により、危険物取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う危険物取扱作業の保安に関する講習(以下「保安講習」という。)を受講することが義務付けられています。これまで保安講習の運用については、「危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目について」(昭和 62 年 11 月 27 日付け消防危 119 号(以下「119 号通知」という。))等により通知してきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りつつ、保安講習の受講機会を設けるため、オンラインによる保安講習(以下「オンライン講習」という。)の実施が有効であることから、経済団体等からオンライン講習の実施に対する要望が出されるとともに、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)においても、対面を要する行政手続についてオンライン化する方針が掲げられたところです。

これを踏まえ、保安講習の実施方法として、オンライン講習も規定上可能であることから、対面による保安講習の運用に加え、当分の間におけるオンライン講習の試行的運用等について下記のとおり取りまとめました。

貴職におかれましては、オンライン講習の導入に配慮されるとともに、貴 都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)に対して もこの旨周知されますようお願いします。

なお、本通知は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

- 第1 オンライン講習の実施方法について
  - 1 オンライン講習の実施フロー オンライン講習を実施する際には、一般的に以下のような手順で行う ことが想定されること。

- (1) 公示
- (2) 申請受付
- (3) 受講案内の送付(メール等)
- (4) 講習動画のオンライン提供
- (5) 効果測定の実施
- (6) 受講証明書の発行・送付(メール等)

なお、消防庁において、2の講習動画に併せて、具体的なオンライン講習の実施マニュアル(例)を作成しており、今年度のオンライン講習の実施に向けてこれらの活用を希望する都道府県は、消防庁に連絡されたいこと。

#### 2 講習科目等

消防庁において、講習種別ごと保安講習の標準的内容を盛り込んだ令和 2年度版の講習動画を作成したところであり、講習実施機関は、この講習 動画を使用して保安講習を実施することができること。この場合において、 効果測定の回答時間等は、講習時間に含まれるものであること。

## 3 受講確認

講習実施機関は、その申請者に対し、講習動画の視聴に必要な ID 及びパスワード等を通知することとし、これにより、当該申請者がオンライン講習を受講したものとして取り扱って差し支えないこと。

### 4 修了の認定

講習動画に盛り込まれた効果測定に対し、受講者の回答が8割以上正答の場合、当該受講者がオンライン講習を修了したものとして扱うこと。

# 5 講習修了の証明

オンライン講習の場合、講習修了の証明として、危険物取扱者免状(以下「免状」という。)の裏面への証印に替えて、講習実施機関名を記載した受講証明書を発行することが適当であること。

この場合において、オンライン講習を受講した者は、免状に併せて当該受講証明書を保持し、必要に応じて消防機関等に提示することができるようにする必要があること。また、免状の書換え時には、当該受講証明書を提示する必要があること。なお、受講実施機関は、これらの取扱いについて受講証明書に記載すること。

また、消防機関等は、免状保有者の保安講習受講を確認する際には、免状又は受講証明書により行うこととなること。

なお、受講証明書を保持する者が希望する場合には、後日改めて免状の 裏面に証印を押すことは差し支えないこと。その場合、当該受講証明書が 提示される必要があること。

6 受講証明書の再発行について

受講証明書のデータを紛失した受講者に対し、講習実施機関の定める手続により、受講証明書を再発行することは差し支えないこと。

## 第2 その他

- 1 オンライン講習の実施に当たっては、講習実施機関における事務処理 が可能な範囲で、実施期間及び受講者数を設定することが適当であるこ と。また、オンライン講習の受講申請方法として、引き続き 119 号通知 のとおり、事業所単位による一括申請も認められること。
- 2 オンライン講習の受講が難しい者がいることから、現時点において全ての保安講習をオンラインで実施することは適当ではないこと。

なお、対面による保安講習を実施する場合は、新型コロナウイルス感染 症拡大防止対策を十分に取った上で行うことが適当であること。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため対面による保安講習を受講することができず、かつ、オンライン講習の受講も難しい場合には、引き続き「消防法令上の各種免状の取扱いに係る運用について」(令和2年2月25日付け消防予第49号・消防危第43号)により、適切に対処すること。

3 今年度の試行的実施を踏まえ、消防庁において次年度以降のオンライン講習のあり方を引き続き検討し、それについて準備でき次第お知らせする予定であること。

(間い合わせ先)

消防庁危険物保安室 勝本、竹中、村岡

TEL: 03-5253-7524

Email: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp